

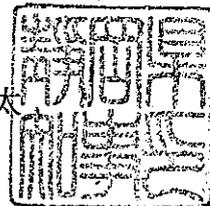


環 生 第 360 号

平成 23 年 3 月 4 日

中部地方整備局長 様

静岡県知事 川勝 平太



「一般国道 414 号伊豆縦貫道自動車道（下田市～河津町）

環境影響評価準備書」に関する意見について

平成 22 年 8 月 5 日付で送付のあった「一般国道 414 号伊豆縦貫自動車道
（下田市～河津町）環境影響評価準備書」について、静岡県環境影響評価条
例第 23 条第 1 項の規定に基づき、別添のとおり意見を述べます。

担 当：くらし・環境部環境局生活環境課

電 話：054-221-2205

FAX：054-221-3665

「一般国道 414 号伊豆縦貫自動車道（下田市～河津町）
環境影響評価準備書」に関する意見について

平成 23 年 3 月

静岡県

はじめに

伊豆縦貫自動車道は、第四次全国総合開発計画で提唱された交流ネットワーク構想を推進するため、全国的な高速交通体系である高規格幹線道路網に位置づけられた一般国道の自動車専用道路である。

今回の環境影響評価準備書の対象区間は、伊豆縦貫自動車道の一部を構成する下田市から河津町を結ぶ延長約7 kmであり、伊豆地域の活性化、広域交通の円滑化、一般国道414号の夏期大型車通行止め区間である未改良区間の解消を図り、加えて地震・台風・集中豪雨等の災害時には緊急輸送路としての利用が期待されている。

対象地域の下田市及び河津町は、県内はもとより、県外からも多くの観光客が訪れる全国有数の観光地であるとともに、ニホンザルやオオタカなど多様な動植物種が見られ、温泉を含めた自然や優れた自然景観を有し、昔から地域住民に親しまれている有形民俗文化財が多数存在している。

これらの豊かな自然環境と伝統文化を含めた生活環境を保全しつつ、当該道路による利便性が享受できるよう、この環境影響評価を適切に事業に反映して頂きたい。

I 全般的事項

1. 本事業予定地周辺の清浄な生活環境及び豊かな自然環境ができる限り保たれるよう、予定地の地形特性等を踏まえた環境影響評価に努めるとともに、予測の不確実性が大きい又は環境保全措置の効果に係る知見が不十分な環境項目等については、可能な限り事後調査を実施すること。

なお、評価書及び事後調査計画書には、可能な限り詳細な内容を記述すること。

2. 評価書の縦覧等に当たっては、住民や地元関係機関等への周知に努め、事業に対する十分な理解を得ること。

II 個別事項

1 大気質

本事業予定地は、静穏率が高い地域や山間部の複雑な谷地形等を通過予定であるため、地域特性を考慮し供用時の事後調査を実施するとともに、必要に応じて適切な対策を講じること。

2 騒音

供用時の自動車騒音の予測値が基準値の上限に近い値が示されていることから、住居周辺等において、供用時の事後調査を実施するとともに、必要に応じて適切な対策を講じること。

3 水質

- (1) 土工・トンネル工事等に当たっては、降雨時の土砂の流出をできるだけ防ぎ、沈砂池と汚濁防止膜を併用するなどして濁りの低減に努めるとともに、具体的な数値を記した自主管理基準を設けて水素イオン濃度や濁度等の日常的な監視を行い、その基準を超えた場合の対応策も検討すること。

また、日常的な監視等に当たっては、他の土木工事等における水質汚濁防止事例等も踏まえつつ、事業者は、工事施工期間中の施工日ごとの施工前、施工中、施工後など、綿密に水素イオン濃度や濁度等を把握するとともに、基準値を超えた場合には速やかに対応すること。

- (2) 供用時の路面排水は、亜鉛等の有害物質が水生生物に与える影響が懸念されることから、路面排水を流す地点は、アマゴ在来型及び分布東限地である可能性が高いタカハヤ等の貴重な水生生物の生息状況等について、専門家や地元漁業協同組合等関係機関の意見を考慮すること。

また、降雨による路面排水を流す地点における貴重な水生生物の生息状況等によっては、水産や農業に係る最新の基準や専門家の意見等を考慮するとともに、地元漁業協同組合等関係機関と調整の上、調査項目等を定めて事後調査を実施すること。併せて、水道水源がある場合には、同様に考慮すること。

なお、トンネル洗浄排水は、直接河川等へ排水せず、適切に処理すること。

4 地下水

温泉以外の簡易上水道等の地下水利用施設への影響を検討するとともに、影響のおそれがあれば、当該施設の地下水位の観測や水質の調査等を行い、必要に応じて適切な対策を講じること。

5 動物

動物に対する環境保全措置として行う移動経路の確保及び道路照明器具の工夫に当たっては、ヘイケボタルやオカダトカゲ等保全対象種の生息範囲、移動経路及び走光性等を考慮して、より適切な措置となるよう照明光の波長等にも留意するとともに、事後調査を実施すること。

6 植物

保全対象種については、当該植物を移植することによる移植先周辺の生育環境が悪化するおそれ等にも留意して、適切な保全を行うよう配慮すること。

7 文化財

今後、本事業の詳細な計画が固まり次第、文化財への影響について詳細を確認するとともに、未確認の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性について関係機関へ協議の上、必要に応じて適切に対応すること。

8 建設発生土

対象事業実施区域外へ搬出される建設発生土について、運搬経路等における環境影響にも配慮の上、騒音対策、粉じん対策など適切な対策を講じること。

9 日照阻害

住居や農地へ与える日照阻害に係る影響が少しでも軽減されるよう、配慮すること。